

## 学校法人大阪医科薬科大学 役員等報酬規則

(平成29年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）寄附行為第38条の規定に基づき、役員（学長、校長及び病院長を除く。）、評議員、相談役及び参与（以下、「役員等」という。）に支給する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人は、私立学校法第48条に基づき、役員等に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮し、適正な支給の基準を定めるものとする。

(報酬の額)

**第2条** 役員等の報酬は、別表1及び別表2に定める額とする。ただし、役員である者が評議員に選任されている場合は、役員の報酬のみ支給する。

2 前項の報酬は、役員等に就任した日の属する月から支給し、役員等を退任した日の属する月をもって支給を終了する。

(交通費の支給)

**第3条** 役員等（常勤の者に限る。）には、報酬のほか教職員の通勤手当の例により交通費を支給する。

2 前項以外の役員等の交通費については、その実費を支給する。

(報酬等の支払日)

**第4条** 役員等の報酬及び交通費の支払日は、当該月の25日（休日の場合は前日、前日が休日の場合は前々日）とする。ただし、前条第2項に定める交通費については、会議等出席の際に支給する。

(準用)

**第5条** 学長及び校長の給与については、本法人職員の給与規則等の定めにとわらず、第2条及び第3条を準用して支給するものとし、その他の諸手当は支給しない。

(公表)

**第6条** 法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

**第7条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第8条** この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで理事会が行う。

**附 則**

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この内規の制定に伴い、平成28年4月1日施行の学校法人大阪医科薬科大学役員等報酬規則は廃止する。

**附 則**

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

号	報酬月額 (円)
1	420,000
2	525,000
3	630,000
4	735,000
5	840,000
6	945,000
7	1,050,000
8	1,155,000
9	1,260,000
10	1,365,000
11	1,470,000
12	1,575,000
13	1,680,000
14	1,785,000
15	1,890,000
16	1,995,000
17	2,100,000
18	2,205,000

## 備考

1. 理事長は17号～18号、副理事長は13号～15号の範囲で理事会が決定する。
2. 常務理事は9号～11号の範囲で理事会が決定する。ただし、職員を兼務する常務理事の場合はこの表を適用せず、管理職手当として月額200,000円を支給する。
3. 常任監事及び常勤の理事は7号～8号の範囲で理事会が決定する。
4. 相談役は1期目9号、2期目5号とする。
5. 寄附行為第6条第1項第1号理事については、8号～10号ないしは12号～14号の範囲内で理事会が決定する。

別表2

役職名	報酬月額 (円)
非常勤の理事・監事	50,000
評議員	20,000
参与	別表1の2号相当額又は退任前の年間報酬（又は給与）総額の12分の1の額の60%の額のうち有利な額

## 備考

1. 理事である病院長には、この表を適用しない。ただし、管理職手当として、月額200,000円を支給する。
2. 本法人の常勤職員で理事を兼務する者はこの表を適用しない。ただし、非常勤の理事と同様に月

額 50,000 円を支給する。

3. 非常勤の理事とは、本法人における勤務（役員以外の役職を含む。）が本務でない理事のことをいう。